

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

財団法人鳥取県建設技術センターが公益財団法人に移行したこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 埋戻し保証を行う機関である財団法人鳥取県建設技術センターの名称を公益財団法人鳥取県建設技術センターに改める。
- (2) 以前に埋戻し保証を履行しなかった機関は、埋戻し保証を行う機関として適当でないことを明記する等、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。